

要 望 書

全国市議会議長会は、令和3年度社会文教施策等に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和2年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 野 尻 哲 雄
(大分市議会議長)

全国市議会議長会社会文教委員会
委員長 辻 泰 久
(黒部市議会議長)

目 次

1	地方創生・地方分権改革の推進 及び地方税財源の充実確保	1
2	頻発・激甚化する大規模災害等からの 復旧・復興対策及び防災・減災対策等	6
3	医療保険制度	10
4	地域医療施策	12
5	保健衛生施策等	15
6	介護保険制度	18
7	少子化対策等	20
8	社会福祉施策	24
9	雇用対策	27
10	環境保全施策	28
11	文教施策	30

1 地方創生・地方分権改革の推進 及び地方税財源の充実確保

我が国の急速な人口減少や少子高齢化が進む中、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり住みよい、活力ある地域社会を維持していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

地方自治体においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地方創生に係る事業の推進に努めているが、これを支える財源を継続的に確保することが極めて重要な課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、戦後最大とも言うべき経済危機に直面し、地方税収の大幅な減収が危惧される中、地方自治体は、福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、増大する財政需要に迫られている。今後とも地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するため、地方分権改革の更なる推進と、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方創生の推進について

- (1) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込まれた関連施策の進捗状況を管理するとともに、今後の社会経済情勢の進展に伴い、必要に応じて柔軟に総合戦略の見直しを行うこと。
- (2) 地方への移住・定着の推進に向けて、地方大学の振興等による地域産業の担い手づくりや高等学校の機能強化等を図るとともに、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むこと。

(3) Society 5.0の実現に向けて、まち・ひと・しごとのあらゆる分野において、最先端のデジタル技術等を活用すること。その際、各地域の実情に即して、5G、光ファイバーなど次世代情報通信インフラの早期整備、デジタル人材など専門技術人材の育成・確保、データ活用の基盤整備などを積極的に推進すること。

あわせて、安全保障の観点から万全の保護が求められる情報については、法的措置を講じるとともに、必要な技術の確立やガイドラインの制定を図ること。

(4) まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続し、地域の実情に応じた主体的で息の長い取組を推進できるようにすること。また、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村について考慮すること。

(5) 地方創生推進交付金については、長期にわたる継続的なものとし、総額の確保を図ること。あわせて、自由度の高い、より使い勝手のよいものとする。

また、交付上限額、申請上限数の引上げなど更なる要件の緩和を検討するとともに、事業申請に係る手続を簡素化し、速やかに交付決定すること。

(6) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地方の取組を強力に支援するため、予備費の充当も含め増額を図るとともに、基金への積立て要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

(7) 地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金等については、地方の意見等を十分踏まえ、弾力的な運用と積極的な採用を図ること。

(8) 「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を間近に控え、過疎地域の現状に鑑み、引き続き総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定すること。

ア 新たな過疎対策法においては、過疎地域が果たしている役割を

評価し、過疎対策の理念を改めて確立するとともに、いわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含め現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本に、過疎地域の指定要件と指定単位については、新たな理念に基づき、支援が必要な地域がすべて対象となるよう、特段に配慮すること。

イ 一部過疎地域は、合併の経緯から、政令市・中核市をはじめ広域圏の核となる都市を含む多様な市町村（一部過疎市町村）に存する。一部過疎市町村では、一部過疎地域の環境整備や区域内の格差是正を図るため、種々の過疎対策に迫られている。加えて、核となる都市では、周辺市町村との広域連携に重要な役割を求められるなど財政需要が増大している。こうした実情を踏まえ、「一部過疎」の制度を継続すること。また、一部過疎市町村に対する財政力に係る基準を設定することについては十分慎重であること。

なお、基準の設定が必要と判断される場合においても、市町村の多様性を考慮し、政令市・中核市を含む市と町村を通じて一律に適用する基準の設定は行わないこと。

2 地方分権改革の推進について

(1) 提案募集方式により、今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、「従うべき基準」の廃止又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への事務・権限の移譲を行うこと。

その際、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。

(2) 議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

3 令和3年度税制改正について

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、経済を取り巻く環境は急激に悪化し、地方税の減収など地方財源不足の大幅な拡大が危惧される。

については、今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的な確保を図ることとし、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。

なお、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

また、令和3年度評価替えについては、先送りすることなく、確実に実施すること。

(3) 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも現行制度を堅持すること。

(4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に対応するとともに、特に、過疎地域や中山間地域の財政力の脆弱な市町村にとって、貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(5) 緊急経済対策により、自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、令和3年3月31日まで延長されたが、更なる延長は断じて行わないこと。

また、自動車関係税の見直しに当たっては、道路・橋梁等の老朽化対策などに対する財政需要が今後大幅に増すことから、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。環境性能割の適用区分見直し等に当たっては、税制のグリーン化機能を維持・強化する観点から、基準の切替えと重点化を行うこと。

4 令和3年度地方財政対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化が地域経済に大きな影響を及ぼし、令和2年度に引き続き、令和3年度においても、地方税収の大幅な減収が危惧される。

については、地域経済の回復をはじめ、社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域の活性化対策に的確に対応するため、地方の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。

その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮小すること。

- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

また、地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

- (3) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、市町村役場機能緊急保全事業など公共施設等適正管理推進事業期間を延長すること。

2 頻発・激甚化する大規模災害等からの 復旧・復興対策及び防災・減災対策等

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。

本年も、令和2年7月豪雨等により、住民の尊い生命が多数、失われるとともに、家屋などへの被害も広範囲にわたって発生している。このため、迅速な復旧・復興対策を講じると同時に、今後の災害発生に備え、ハード・ソフト両面にわたる防災・減災対策の推進が急務である。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 頻発・激甚化する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策、山地災害対策等の推進及び気象観測体制の強化を図ること。
- (2) 激甚化する集中豪雨の発生頻度が高まっている近年の状況と、台風被害によって広域的に多数の堤防が決壊、河川が氾濫した事態に鑑み、治水計画や堤防の強度等に係る基準の検証・見直しを図ること。
- (3) 堤防等の治水に係る基盤整備を着実に推進するため、十分な財源措置を講じること。その際、地方に対する財政支援について、十分に配慮すること。
- (4) 災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理については、国の費用負担により実施すること。
- (5) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保や地域除排雪体制の整備など、各種雪害対策の充実強化を図ること。

2 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。また、本年度までとされている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、インフラの老朽化対策や気候変動への対応など近年の情勢を踏まえ、通常予算に上乗せして別枠として事業を拡大の上、さらに5か年の延長を図ること。
- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。
- (3) 地震による建築物の倒壊から国民の生命を守るため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

3 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 地方自治体が計画的に社会インフラ等の防災・減災対策、老朽化対策などの事業を執行できるよう、防災・安全交付金及び公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保など、十分な財源を確保するとともに、期間の延長を図ること。
- (3) 社会インフラ等の老朽化対策について、ハード・ソフト両面からその全体像を財源調達方法や財源規模を含めて明確にし、自由度の高い交付金の創設など、総合的・計画的な対策の推進を図ること。
- (4) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取り組むこと。また、その他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靱化を図ること。

4 災害復旧・復興支援対策の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・

復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。また、大規模災害発生時における激甚災害指定を速やかに行うこと。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。

- (2) 被災した住宅の被害認定に際しては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」で定められているところであるが、浸水高や堆積土砂の深さなどについて、被害の実態を踏まえた柔軟で弾力的な運用も可能となるよう、検討を図ること。
- (3) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援の拡充を図ること。なお、被災者生活再建支援制度については、支援金の支給対象を半壊や一部損壊にまで拡大するとともに、適用する災害について可能な限り遡及することや上限額の引上げを検討すること。
- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の補助金の活用など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るとともに、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた支援を図ること。
- (6) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (7) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。

5 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 避難所については住民の速やかな避難行動を促すためにも、冷暖房整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やか

な配慮が可能となるよう支援を図ること。また、感染症防止に向けた強力な対策を講じること。

- (2) 洪水や土砂崩れなど各種災害の危険度や避難場所、避難経路などを事前に正しく理解し、災害発生時には適切に避難行動をとれるよう、ハザードマップの活用を含めた防災知識の普及と啓発の一層の強化を図ること。
- (3) 地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の開発・導入に係る十分な財政支援措置を講じること。
- (4) 災害ハザードエリアに居住する住民等については、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。
- (5) 高齢者や障害者など避難行動要支援者の避難に関する個別計画を市町村が作成する際に支援措置等を講じること。また、計画作成に当たって、地域の要支援者の状況を熟知した福祉専門職員が参加するための財政支援措置等を講じること。

6 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

7 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

8 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

3 医療保険制度

医療保険制度は、高齢化の急速な進行に伴う医療費の増加等による給付費の増大により極めて厳しい状況にある。こうした中、今後も国民皆保険制度を維持していくためには、医療保険制度を一本化するなど抜本的改革が必要である。

また、抜本的改革の過程においては、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、その運用改善や財政措置などの対策も求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 医療保険制度改革について

国民健康保険制度と他の保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化など抜本的な改革を早期に行うこと。

なお、制度改革に当たっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料（税）負担が生じないように配慮すること。

2 国民健康保険制度について

(1) 平成27年度から実施された保険者への財政支援の拡充1,700億円と併せ、27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した毎年約1,700億円の財政支援等について、引き続き国の責任において確実に行うこと。

また、新制度の運用状況を踏まえながら、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、更なる公費拡充の検討も含め、引き続き地方と協議し、必要な見直しを行うこと。

- (2) 子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している市町村に対する国庫負担減額調整措置を全面的に廃止するなど、財政支援の充実を図ること。
- (3) 低所得者層の負担を緩和するため、保険料（税）軽減制度の更なる拡充を図ること。
- (4) 保険料（税）の徴収事務の委託に係る経費について、市町村の負担が生じないように、必要な財政措置を講じること。
- (5) C型肝炎新薬の影響による医療費増加に対する措置として、特別調整交付金による支援措置を講じること。
- (6) 国民健康保険制度の普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能については、配分方法等の見直しは行わず、保険者へのインセンティブ機能を担うものとして、平成30年度に創設された「保険者努力支援制度」を有効に活用すること。

3 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療保険料における軽減特例の見直しに当たっては、低所得者に十分配慮した激変緩和措置を講じること。

4 地域医療施策

地域医療は、深刻な医師不足・偏在等により、非常に厳しい状況下に置かれていることから、地域住民が安心して一次医療から三次医療まで必要かつ良質な医療を持続的に受けられる施策を講じることが求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 医師不足・偏在対策等について

- (1) これまでの医師偏在対策の取組を強化しつつ、定員配置等の規制的手法の導入や医師不足地域での一定期間の勤務義務付けなど、医師の地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立すること。
- (2) 産科医・小児科医の減少による診療科偏在を受け、拠点病院における周産期の医療提供の在り方を再検討するなど、地域の医療ニーズに対応した支援体制を早急に確立すること。
- (3) 地域枠制度をより効果的なものとするため、特に医師が不足している内科、産科、小児科、脳神経外科、麻酔科等の医師養成に配慮するとともに、地域の二次医療を支える中核病院に重点を置いた地域枠医師の配置、地域枠医師数の拡大を図ること。
- (4) 新専門医制度の運用に当たっては、医師の地域偏在、診療科偏在が助長されないよう、地方の意見を踏まえ適切に対応するとともに、全国均等な専門医の配置など実効性のある医療提供体制の整備を進めること。
- (5) 女性医師及び看護職員が仕事と出産・育児を両立できるよう、院内保育所の整備や復職研修の充実、短時間勤務制の導入など、働きやすい職場環境の整備を促進すること。

- (6) 医師不足が深刻な地域の中小病院において、総合診療医を育成・定着する仕組みを構築すること。また、都道府県の地域医療対策協議会が中小病院への医師派遣を安定的に行えるよう、その取組に対する支援を充実強化すること。
- (7) 臨床研修医の地域への適正配置、充実した臨床研修体制の整備を促進すること。
- (8) 看護師や助産師など医療を支える専門職の確保・養成及び地元への定着等を図るため、養成機関や研修体制の充実及び勤務環境の改善など適切な措置を講じること。
- (9) 地域医療介護総合確保基金について、医療従事者の確保・養成、在宅医療の推進、病床機能分化・連携を図るため、十分な財政措置を講じること。

2 救急医療の充実確保について

- (1) 救急医療体制を確保するため、二次救急医療機関において不足する医師を安定的・継続的に派遣するなど実効性のある対策を講じること。
- (2) 軽度な症状でも安易に夜間や休日の救急医療機関を受診する、いわゆる「医療のコンビニ化」が医師の過酷な勤務環境の誘因となるため、医療機関の適切な受診を心掛けるよう広く国民に啓発すること。

3 自治体病院への財政措置等について

- (1) 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療等の不採算部門に対し、地方交付税措置等を拡充強化するとともに、自治体病院による診療体制を強化する支援策を講じること。
- (2) 自治体病院における勤務医の確保のため、勤務実態を踏まえた処遇改善等に係る財政措置等の支援策を講じること。

- (3) 中山間地域や離島等のへき地における医療を確保するため、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備の促進・安定的な運営の確保やICTを活用した遠隔診療等、地域の実情に応じたへき地保健医療対策に必要な経費を支援すること。

4 地域医療構想について

- (1) 地域医療構想については、公立・公的医療機関等に再編統合等を誘導するものではないことを前提とした上で、各地域の調整会議の結論を尊重し、取組を進めるに当たって生じている課題等を解決するため、更なる支援を講じること。
- (2) 機能転換により自治体病院の経営に影響を及ぼすことのないよう財政支援措置を講じること。

5 国立病院機構の機能強化等について

独立行政法人国立病院機構の各病院について、安易な統合廃止等を行うことはせず、地域の実情に沿った改革を行うこと。

また、民間病院では補えない大規模災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための災害拠点病院や、災害拠点病院を支援・補完する役割を担う災害医療支援病院として、機能強化及び充実させること。

5 保健衛生施策等

健康で安全・安心な生活を確保するため、薬物乱用防止対策、がん対策のほか、良質な水道水の供給確保など、保健衛生施策の充実が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 薬物乱用防止対策について

青少年に対し、薬物乱用の危険性についての正しい理解と規範意識の醸成のための薬物乱用防止教育を徹底し、青少年が薬物乱用に巻き込まれないよう、引き続き、未然防止策を強化するとともに、薬物乱用の根絶を図るための施策を推進すること。

2 麻しん（はしか）対策について

感染者の多い20代から40代が確実に速やかにワクチン接種できるよう、当年代に対する麻しん予防接種を定期接種化するなど実効性のある対策を講じること。さらに、海外からの輸入症例を契機とする感染を防止し、麻しん排除の状態を維持するため、海外渡航予定者に対し予防接種を実施するよう、より強い注意喚起を行うこと。

3 インフルエンザ予防接種について

インフルエンザ予防接種について、対象年齢を限定しない定期接種化し、接種率を向上させるとともに、地方自治体の財政基盤や個人の経済状況による格差が生じることのないよう、当該接種費用を全額国費で措置すること。

4 子宮頸がん予防ワクチン接種について

- (1) 子宮頸がん予防ワクチンの接種と副反応について、早期にその因果関係を解明し、治療法の確立に向けた取組の更なる推進を図るとともに、医療従事者に対し適切な情報提供を行うこと。
- (2) 予防接種健康被害救済制度の積極的な適用を図るとともに、定期接種以前の被害も含めた子宮頸がん予防ワクチン接種に係る独自の救済制度を創設すること。

5 がん検診への支援について

「がん対策推進基本計画（第3期）」において、がん検診の受診率向上のため、「国は財政上のインセンティブ策の活用に努める」とされていることから、これまでの交付税措置だけではなく、新たな補助制度や交付金の創設など必要な財政支援を拡充すること。

6 発達障害が疑われる子どもへの支援について

- (1) 未就学児の療育の質的、時間的な充実を図るため、地域療育センター等の設置を促進すること。
- (2) 発達障害児がクラスに一定数いることを前提として職員配置基準を見直すとともに、財政支援を拡充すること。
- (3) 発達障害に関する国の専門機関を設置し、保護者への啓発を行うとともに、支援及び相談体制を充実すること。

7 水道事業について

- (1) 緊急時給水拠点確保等事業について、採択基準における資本費単価、水道料金等の要件の撤廃又は緩和を講じること。
- (2) 水道管路緊急改善事業について、採択基準における水道料金、給水収益に占める企業債残高等の指標値を撤廃又は緩和するとともに、対象となる水道管の布設経過年数の要件の緩和を講じること。また、配水支管までを交付対象とすること。

- (3) 浄水場や基幹管路など水道施設の再構築及び水道施設の安全強化のための施設整備に関する国庫補助採択基準の緩和も含め、財政措置の充実を図ること。
- (4) 水道施設等の災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和、手続の簡素化・迅速化を図ること。
また、被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (5) 平成30年12月公布の改正水道法に基づく水道事業の広域連携に対する財政支援を拡充するとともに、広域連携に参加する事業者の数や資本単価等の採択基準を緩和すること。

6 介護保険制度

介護保険制度の保険者である市町村は、利用者の増加等による給付費の増大などにより、厳しい財政運営を強いられている。

今後の超高齢社会に対応し、安定的に制度を運営するためには、市町村における事業実施の状況等を踏まえた制度設計及び各地方自治体への財政支援等の拡充が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 介護サービスの基盤整備について

地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築のため、地方自治体の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。

2 介護従事者の確保・養成について

- (1) 介護職員処遇改善加算の取得を更に推進するなど、人材確保につなげること。その際には、保険料や地方負担に及ぼす影響について十分配慮すること。
- (2) 介護従事者となるための資格取得費用の貸与又は一定額の補助制度を早期に創設すること。
- (3) 介護従事者のスキルアップ及び円滑な業務遂行のため、研修制度の充実を図ること。
- (4) 介護従事者の就労環境の整備及び事業所の安定運営のための財政措置など、介護従事者が働きやすい環境づくり、離職しない体制づくりを行うこと。

3 財政運営について

「保険者機能強化推進交付金」及び令和2年度に創設された「介護保険保険者努力支援交付金」については、高齢者の自立支援・重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、地域の実情を反映した評価方法とするとともに、評価指標の判断基準を明確にすること。

7 少子化対策等

我が国においては、長年にわたり合計特殊出生率が低水準にあり、少子化傾向は依然として深刻な状況にある。

少子化の進行に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことができるような社会的支援と環境整備が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 子ども・子育て施策等について

- (1) 幼児教育・保育の無償化に伴う地方自治体の負担を軽減し、幼児期の教育の充実を図るため、子ども・子育て支援臨時交付金による財源措置を継続すること。また、無償化による減収分や新たな支出に要する費用を補填するなど、自治体財政に影響を与えることのないよう、将来にわたる安定的かつ恒久的な財源を確保すること。
- (2) 幼児教育・保育に当たる人材の育成や潜在保育士の掘り起こし等においても、更なる賃金改善とともに、諸帳簿の簡略化、ICTの積極的活用による業務の省力化、魅力ある職場としてのイメージアップ戦略、保育士を目指す人材への奨学金制度の充実等の措置を積極的に講じること。
- (3) 公定価格における基本分単価について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。また、未実施の職員配置の改善（1歳児の職員配置を6：1から5：1、4・5歳児の職員配置を30：1から25：1）に必要な予算の確保を図ること。
- (4) 保育士の研修機会を確保するための代替保育士の配置等に必要な財政措置を拡充すること。

- (5) 現状の療育支援加算等では障害児等の支援に必要な費用を賄うことが困難なため、受入施設への財政支援等により障害児の受入促進を図ること。
- (6) 在宅で育児をする世帯など多様な保育形態の公平性に配慮し、地域子育て支援拠点事業等への財政措置の充実を図ること。
- (7) 認定こども園の普及・移行に際し必要となる施設整備費や運営費について、十分な措置を講じること。また、移行に伴い地方自治体の財政負担や事務が増えないよう配慮するとともに、引き続き情報提供に努めること。
- (8) 認可外保育施設の質の確保・向上については、児童福祉法に基づく指導監督を徹底するための支援や認可保育施設への移行を進めるための技術的・財政的支援など所要の措置を講じること。
あわせて、認可外保育施設等に関する「子ども・子育て支援情報公表システム」について、保護者や市町村が十分活用できるよう周知徹底を図ること。
- (9) 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し後、実施主体である市町村が総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、引き続き新制度について適切な情報提供を行うこと。また、国の財政負担の拡充を図るとともに、手続の簡素化を図り、市町村及び事業者の事務負担の軽減を図ること。
- (10) 新型コロナウイルス感染防止対策に努める保育士等に対し、「介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業等及び職員に対する慰労金の支給事業」に準じた慰労金の支給について検討すること。

2 保育所の待機児童解消について

- (1) 令和2年度末までに待機児童を解消するとした「子育て安心プラン」の実現が困難な見込みであることから、新たなプランを早期に示し、必要な財源については、国の責任において確保すること。

- (2) 待機児童解消に向けた施設整備を更に加速するため、令和2年度までとなっている「保育所等整備交付金」「保育対策総合支援事業費補助金」等の施設整備に係る補助率の嵩上げ措置について、来年度以降も継続すること。
- (3) 待機児童数が多い地方自治体のうち、特に財政力の低い自治体に対し、緊急的な保育士等確保のための特段の財政支援を行うこと。
- (4) 三大都市圏の一部に限り待機児童解消までの一時的措置として認められている居室面積基準の特例を、全市町村へ拡大すること。
- (5) 仕事と家庭を両立できる環境づくりを進めるため、更なる育児休業期間の拡大、育児休業時の経済的支援及び企業への啓発等により育児休業の取得率の向上を図るなど、待機児童解消につながる対策を講じること。
- (6) 待機児童であることを証明する「保育所入所保留通知書」の取得がなくても、保護者の希望に応じて、子どもが2歳になるまで育児休業の取得延長及び育児休業給付金の受給が可能となる制度とすること。

3 放課後児童対策について

放課後児童クラブについて、「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる令和3年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図るとの目標を達成するため、安定的財源を確保すること。

また、放課後児童支援員の確保に向けた処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など、対策の充実・強化を図ること。

4 子ども医療費助成制度について

子どもの医療費助成について、中学校卒業まで窓口負担のない現物給付方式による全国一律の制度を早急に創設すること。

5 不妊治療への財政措置について

不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、同治療への公的医療保険の適用範囲の拡大や助成制度の拡充を図ること。

6 児童虐待防止対策について

- (1) 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」をより実効性のあるものとするため、児童相談所や市町村の体制整備、専門的人材の確保に対し必要かつ十分な財政支援措置を講じること。また、持続的な人材育成に向け必要な措置を講じること。
- (2) 緊急時において、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が児童福祉法で定める一時保護の権限を行使できるようにすること。
- (3) 児童養護施設等について、「社会的養護の課題と将来像」に掲げられた職員配置基準の引上げ以外の項目を実現するとともに、職員配置基準に係る「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正を行う際は、一定の経過措置を講じるよう配慮すること。

7 子どもの貧困対策について

- (1) 新たな「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等について、地方と一体となって必要な支援を加速・充実すること。
- (2) 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付限度額の引上げなど、ひとり親家庭への支援策を拡充すること。
また、児童養護施設等の小規模・地域分散化に要する施設整備への財政支援や、「地域子供の未来応援交付金」の予算拡充と対象事業の拡大による地方独自の取組への継続的支援を図ること。
- (3) 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習援助事業について、国の補助割合を拡充すること。

8 社会福祉施策

すべての人々が安心して社会生活を営んでいくためには、障害者施策、認知症対策及び生活保護制度など社会福祉施策の着実な推進と実務を担う地方自治体への財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 障害者施策について

- (1) 障害者及びその家族が、住み慣れた地域で尊厳を持って暮らせるために、日中活動の場としての生活介護施設、住まいの場としてのグループホーム施設の整備を計画的かつ確実に行うことができるよう、社会福祉施設整備費国庫補助金について、必要かつ十分な予算を確保すること。
- (2) 障害者総合支援法における自立支援給付のうち訪問系サービスに係る国庫負担基準は、市町村のサービス支給実態を反映しておらず、市町村に財政負担を強いていることから、国庫負担基準を撤廃するとともに、市町村が支弁した額の2分の1を国が負担するよう財政措置を講じること。

2 認知症施策について

- (1) 国や地方自治体をはじめ、企業、地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症基本法案を速やかに成立させること。
- (2) 認知症の疑いのある人や診断直後に生じる空白期間（支援体制ができるまでの期間）については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用等による支援体

制の構築を図ること。

(3) 若年性認知症の支援について、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制の充実を図るとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。

(4) 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応方法の確立・普及など認知症施策の推進に取り組むこと。

また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

3 生活保護制度について

(1) 生活保護に係る経費について、国標準の査察指導員及び福祉事務所現業員（ケースワーカー）の配置に係る人件費等を含め全額国庫負担とすること。

(2) 高齢者層を生活保護から分離し、年金制度と整合した生活保障制度を新設すること。また、生活保護との整合性を持たせるため、年金など社会保障制度や最低賃金制度等を見直すこと。

(3) 不正受給を防止するため、実施機関の調査権の強化や現物給付への転換等を図ること。

(4) 医療扶助等（介護扶助、施術を含む）の適正化に向け、過剰な医療行為を審査・制限する仕組みや基準の設置、一部自己負担の導入、不正行為に対する罰則強化等の対策を講じること。

(5) 各種生活支援サービスを提供している民間住宅に居住する高齢の生活保護受給者が適切にサービスを受けられるよう、必要な措置を講じること。

4 骨髄移植ドナーへの支援について

- (1) 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインにおいて、ドナー休暇制度を明示するなど企業等の取組を促進すること。
- (2) ドナー休暇を制度化するとともに、ドナーが骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度を創設すること。

5 医療的ケア児への支援について

- (1) 医療的ケア児支援の先進事例を集積し、保育・学校現場等での運用に資する積極的な情報提供を行うこと。
- (2) 地方自治体等が保育・学校・通所支援等の現場で医療的ケア児を受け入れる際の課題について、必要な措置を講じることができるよう財政支援を行うこと。
- (3) 医療的ケア児支援のための人材確保・育成のため、更なる予算措置の拡充など必要な措置を実施すること。
- (4) 医療的ケア児を受入可能な児童発達支援事業や放課後デイサービス等の事業所の増加など、社会資源不足の解消に向けた財政支援を拡充すること。
- (5) 居宅訪問型の一時保育制度や居宅で宿泊を伴うケアが可能となる制度を創設するなど、医療的ケア児支援策の拡充に向け、具体的な施策や制度改正を早期に検討し実施すること。

6 民生委員・児童委員の活動環境の整備について

民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備するため、なり手不足対策として企業等への働きかけを強化するとともに、地域支援者間における個人情報の共有に係るガイドラインの構築や民生委員活動費等の見直しを図ること。

9 雇用対策

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、有効求人倍率は全国的に低下が続いている。今後、更なる雇用情勢の悪化が懸念されており、地域雇用対策や若年者雇用対策の、より一層の充実が求められている。よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地域雇用対策について

地域住民の雇用の場を確保し、その安定を図るとともに、能力開発・再就職支援対策等を強化すること。また、地方自治体の実施する雇用安定・創出の取組に対する支援を充実すること。

2 雇用環境改善・女性活躍推進について

- (1) 若者や女性等がより働きやすい環境を整備するため、正規雇用の拡大や非正規雇用労働者の正規雇用への転換の促進など、地方における雇用環境の改善に資する制度の充実を図ること。
- (2) 女性の管理職登用・職域拡大、女性リーダーの育成を図るなど、女性就業率や指導的地位に占める女性の割合を着実に高める施策を講じること。
- (3) 女性が出産・育児や介護を理由に退職することのないよう、仕事と家庭の両立支援策の推進や貧困等困難を抱えた女性が安心して暮らせる環境整備など、女性の活躍に資する政策の強化を図ること。

10 環境保全施策

環境・生態系を保全し、循環型社会への転換を図るため、地球温暖化対策、廃棄物処理対策、リサイクル対策、海洋ごみ対策等の施策が国と地方の連携の下に推進されている。これら施策の実務を担う地方自治体の役割は大きく、その円滑な運営には、各種施策の改善と適切な財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地球温暖化対策について

温室効果ガスの大幅削減に向け、地方自治体が行う再生可能エネルギーの普及とエネルギーの効率的利用を促す取組への支援を拡充強化するとともに、複数の地方自治体が共通目標を掲げ、その達成のために連携して取り組む各種施策の推進に必要な支援を行うこと。

2 廃棄物処理対策について

廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置を拡充すること。また、廃棄物処理施設の解体等に対し、適切な財政措置を講じること。

3 海洋ごみ対策について

地方自治体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、引き続き財政措置を講じること。

また、生態系に及ぼす影響が懸念されるマイクロプラスチックごみについて、実態解明と発生抑制対策を講じること。

4 アスベスト対策について

建築物解体時等におけるアスベスト粉塵の飛散防止の徹底、不適正処理対策の強化等を着実にを行うこと。

また、学校、医療機関など公共施設のアスベスト対策について、所要の財政措置を講じること。

5 皮革排水処理への支援について

皮革排水処理に対する抜本的な支援制度を創設すること。

6 建設発生土対策について

建設工事における土砂の発生、運搬、埋立てなど一連の行為に関わる悪質な行為に対し、罰則強化を含めた法整備を早急に進めること。

11 文教施策

各地方自治体においては、独自の財源による少人数学級や特区制度の活用など様々な施策を展開しているが、子どもたちの豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するためには、文教施策の更なる充実強化を図ることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 教職員の人材確保と働き方改革について

- (1) 特別な配慮を必要とする児童生徒の増加、新学習指導要領の円滑な実施、教職員の働き方改革、新型コロナウイルス感染症対策など山積する様々な課題に対処できるよう、教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、加配定数の一層の拡充や財源の充実確保を図ること。
- (2) 学校と地域の連携や教諭の授業をサポートするアシスタントを増員すること。

2 少人数学級の推進について

全ての子どもたちにきめ細かな教育が行き届く環境を充実するため、法改正等により、公立小・中学校の全学年において35人以下学級を実現させるとともに、必要な教員の確保に係る財源について、地方自治体の負担を軽減する措置を講じること。

3 小学校外国語教育の整備について

A L T（外国語指導助手）又は外国語専任講師の1校1人の配置が可能となるよう財政支援措置を講じること。

4 学校のICT環境整備について

- (1) GIGAスクール構想の実現に当たっては、通信環境の整備はもとより、備品購入に係る経費やICT支援員の確保、各システムやソフトウェアの導入の経費等について、地域の実態に即した財政支援措置を講じること。
- (2) ICTの活用等による学校業務の効率化や事務の精選、勤務時間の適正な管理を行うこと。

5 特別支援教育について

- (1) 特別支援教育について、必要な教職員等の確保や研修等の施策を充実し、十分な財政措置を講じるとともに、継続的な支援員を確保し配置できるよう、支援員派遣事業の補助制度を創設すること。
- (2) 特別支援学級の学級編制基準について、知的障害児学級は5人、自閉症・情緒障害児学級は3人に引き下げるなど充実を図ること。

6 栄養教諭・学校栄養職員について

食物アレルギーなど個人の課題にも対応したきめ細かな給食を実施するとともに、更なる食育の充実を図るため、栄養教諭・学校栄養職員の配置基準を早急に見直すこと。

7 学校施設の老朽化対策等について

公立小中学校施設の老朽化対策や長寿命化、耐震化、防災機能強化等に対する学校施設環境改善交付金対象事業に必要な財源を確保するとともに、同交付金の補助基準単価の増額及び補助率の引上げ措置を講じること。

また、内部改修と外部改修工事を別々に実施する場合も交付対象事業とするなど、各地方自治体の財政状況を考慮した老朽化対策が実施できるよう、より柔軟な支援とすること。

8 学校施設における空調設備設置について

- (1) 学習環境の早急な改善が図られるよう、学校施設への空調設備設置の促進に向けた十分な財政措置を講じるとともに、各地方自治体において必要となる光熱費が確実に措置されるよう、財政支援を拡充すること。
- (2) クラブ活動や地域の諸行事のほか災害時に避難所として使用される小中学校の体育館への空調設備設置に対する財政支援を検討すること。

9 いじめ防止対策について

- (1) いじめ防止対策推進法に基づき学校に設置されるいじめ防止対策のための組織について、心理や福祉に関する専門的知識及び豊富な経験を有する者の派遣に対する財政支援措置等を講じること。
- (2) 子どもの立場に立ったスクールカウンセラーの在り方について、地方自治体と協議を行うこと。
- (3) 養護教諭の大規模校常勤複数体制の確立を図ること。

10 2020年東京オリンピック・パラリンピックについて

- (1) 大会開催を契機として、各地方自治体の特色あるスポーツや文化を活用したまちづくりや地域づくりに対し支援を行うこと。
- (2) 火焰型土器の聖火台への採用をはじめ、縄文の先人達の息吹を伝える土偶などの遺物を各種の造形に活用すること。

11 ワールドマスターズゲームズ2021 関西について

- (1) 国による準備段階も含めた積極的な財政支援を行うこと。
- (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピックとの一体的な広報活動の展開、地方自治体による市民参加の促進や交流イベントなど、本大会の機運醸成に向けた取組への支援を行うこと。